

議案第 9 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)による地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の一部改正に伴い、新たに等級別基準職務表を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、一般職の職員の給与等に関する条例(昭和 45 年君津市条例第 21 号)及び君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成 21 年君津市条例第 2 号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第3項中「基礎となるべき標準的な職務の内容は、任命権者が定める」を「基準となる職務は、別表第3に掲げるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同条第5項中「規則で定める基準に従い」を「第3項の規定に基づく分類の基準に従い任命権者が」に改める。

第7条第3項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第11条の2第1項第1号中「君津市職員住宅管理規則（昭和45年君津市規則第21号）第12条の規定により有料宿舎を貸与され使用料を支払っている職員その他」を削る。

第12条第2項第2号中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第21条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第22条の2から第22条の4までの規定中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条第3項）

1 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	副主査の職務
5級	係長の職務
6級	副課長の職務
7級	1 次長の職務 2 課長の職務
8級	部長の職務

2 医療職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	高度の知識及び経験に基づき医療業務を行う医師の職務
3級	診療所の所長の職務

（君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次に定めるところにより決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業

務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を利用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を利用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（議案第9号）

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 （<u>          </u>趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項の規定に基づき</u>、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、<u>その分類の基準となる職務は、別表第3に掲げるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、<u>かつ、第3項の規定に基づく分類の基準に従い任命権者が決定する。</u></p> <p>6～8 省略 （給料等の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部若しくは一部が職員に支給される場合におけるその相当額又は次に掲げるもので</p>	<p>（<u>この条例の趣旨</u>）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項の規定に基づき</u>、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、<u>その分類の基礎となるべき標準的な職務の内容は、任命権者が定める</u> _____。 _____。</p> <p>4 省略</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、<u>かつ、規則で定める基準に従い</u> _____ 決定する。</p> <p>6～8 省略 （給料等の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部若しくは一部が職員に支給される場合におけるその相当額又は次に掲げるもので</p>

職員の職員団体若しくは労働組合との間で協定したものは、当該職員の給与から控除することができる。

(1) ～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(住居手当)

第11条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_規則で定める職員を除く。）

(2) 省略

2～3 省略

(通勤手当)

第12条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる額（短時間勤務職

職員の職員団体若しくは労働組合との間で協定したものは、当該職員の給与から控除することができる。

(1) ～(6) 省略

(7) 君津市職員住宅の貸付料

(8) 省略

(9) 省略

(住居手当)

第11条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（君津市職員住宅管理規則（昭和45年君津市規則第21号）第12条の規定により有料宿舍を貸与され使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 省略

2～3 省略

(通勤手当)

第12条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる額（短時間勤務職

員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 省略

3～5 省略

(期末手当)

第21条 省略

第21条の2 省略

第21条の3 省略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 省略

(災害派遣手当)

第22条の2 省略

2 災害派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 省略

(武力攻撃災害等派遣手当)

第22条の3 省略

2 武力攻撃災害等派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 省略

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 省略

3～5 省略

(期末手当)

第21条 省略

第21条の2 省略

第21条の3 省略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 省略

(災害派遣手当)

第22条の2 省略

2 災害派遣手当の額は、別表第4に掲げる額とする。

3 省略

(武力攻撃災害等派遣手当)

第22条の3 省略

2 武力攻撃災害等派遣手当の額は、別表第4に掲げる額とする。

3 省略

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第22条の4 省略

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 省略

別表第3 (第4条第3項)

1 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	副主査の職務
5級	係長の職務
6級	副課長の職務
7級	1 次長の職務 2 課長の職務
8級	部長の職務

2 医療職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	高度の知識及び経験に基づき医療業務を行う医師の職務
3級	診療所の所長の職務

別表第4 省略

別表第5 省略

第2条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

第22条の4 省略

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、別表第4に掲げる額とする。

3 省略

別表第3 省略

別表第4 省略

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 省略

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次に定めるところにより決定する。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 省略

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて、規則で定める基準に従い決定するものとする。

場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を利用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給